旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 子どもライフサポートセンター | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 |
| Ａ | 滋賀県 | 令和４年４月28日 | 3,740円 | 令和４年５月10日 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |
| 措置の内容 |
| 検出事項について、概算払に係る精算処理を行った。再発防止に向け、旅費の概算払を受けたときは精算行為が必要であることを所属職員に周知した。また、旅費支給事務担当者が精算状況を把握し、精算が行われていない場合は該当職員に対し処理を促すことを徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年11月２日）